

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 4 月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500838 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600002 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 8 日の標準賞与額を 50 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 8 日

平成 19 年 12 月当時、私は A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料を天引きされていたにもかかわらず当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。賞与支給明細書の写しを提出するので、当該賞与を厚生年金保険の記録として反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及び平成 19 年分給与所得の源泉徴収票の写しにより、請求者は、平成 19 年 12 月 8 日に A 社から賞与の支給を受け、標準賞与額 50 万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、A 社の閉鎖事項全部証明書では、請求者は同社の取締役であったことが確認できるところ、複数の元取締役及び元従業員は、請求者は内装工事部門の担当だったと回答していることから、請求者は、社会保険事務手続において関与しておらず厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書きの規定に該当しないものと認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、50 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時の代表取締役であった者からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られなかった上、当該事業

所は平成25年2月＊日に破産手続きが完了していることから、破産管財人に照会したところ、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か確認できる資料がないと回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500914 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600003 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 17 年 4 月 16 日から同年 5 月 16 日に訂正し、平成 17 年 4 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

平成 17 年 4 月 16 日から同年 5 月 16 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 4 月 16 日から同年 5 月 16 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 4 月 16 日から同年 5 月 16 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 17 年 4 月 16 日になっているが、私は、同社を平成 17 年 5 月 15 日付けで退職しており、給与からは平成 17 年 4 月分の厚生年金保険料が控除されていたはずである。厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成 17 年 5 月 16 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写し並びに A 社から提出された B 保険脱退通知書及び企業年金加入者脱退通知書兼資格喪失通知書に記載された請求者の退職年月日並びに当該事業主からの回答により、請求者は、平成 17 年 5 月 15 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、請求者に対し毎月 25 日に給与を支給し、歩合給を毎月 10 日に支給しており、毎月 25 日に支給する給与から前月分の厚生年金保険料を控除していると思うので、平成 17 年 5 月 25 日に支払われた給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していると思うと回答しているところ、上記の預金通帳の写しによると、平成 17 年 5 月 13 日に歩合給として 2 万 5,560 円が支給され、平成 17 年 5 月 25 日に 18 万 9,806 円が請求期間に係る給与として支

給されていることが確認できる上、当該預金通帳の写しから確認できる平成17年5月25日の給与の支給額（18万9,806円）は、同年4月25日の支給額（18万5,868円）とほぼ同額であることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間の標準報酬月額については、平成17年3月の厚生年金保険の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成17年4月16日から同年5月16日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である平成17年4月16日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500866 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600004 号

第1 結論

請求者のA社における平成 22 年 7 月 23 日の標準賞与額を 44 万 1,000 円に、同年 12 月 16 日の標準賞与額を 45 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 23 日及び同年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 22 年 7 月 23 日及び同年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 7 月 23 日
② 平成 22 年 12 月 16 日

A社から、平成 22 年 7 月 23 日及び同年 12 月 16 日に支払われた賞与の年金記録がない。これらの期間に係る賞与明細及び預金通帳の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②に係る請求者から提出された賞与明細及び預金通帳の写し並びに A 社の事業主の陳述により、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、事業主によりこれらの賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は実際の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①については、上述の賞与明細により、請求者は 45 万円の賞与を支給され、44 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることから、標準賞与額を 44 万 1,000 円とすることが必要である。

一方、請求期間②については、上述の賞与明細により、請求者は 45 万円の賞与を支給され、

当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、標準賞与額を45万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれらの請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対して提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これらを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を徴収する国の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの賞与支払届の提出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500897 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600003 号

第1 結論

昭和 51 年 * 月から昭和 55 年 9 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 * 月から昭和 55 年 9 月まで

私が大学生のときに、父は私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと話していた。私が昭和 57 年 4 月に結婚したときに、父が「これからは自分で管理するように。」と渡してくれた私の年金手帳の住所は学生時代に住んでいた A 県 B 郡 C 町（現在は、A 県 C 市）の住所だった。

昭和 61 年 7 月から 62 年 2 月までの期間中に、年金記録の統合のために勤務していた会社を通じて 4 冊の年金手帳を D 社会保険事務所に提出したが、父から受け取った手帳は返戻されなかつた。

父名義の E 村農業協同組合の総合口座通帳によると、昭和 55 年 6 月 25 日、同年 8 月 25 日、同年 10 月 31 日、同年 12 月 25 日、昭和 56 年 2 月 25 日及び同年 4 月 27 日に私の国民年金保険料が引き落とされている。

私は、厚生年金保険被保険者資格を昭和 55 年 10 月に取得していたので、厚生年金保険被保険者期間に係る国民年金保険料は後日還付された。還付手続の際、社会保険事務所の職員がこの保険料は C 町の国民年金保険料だと言っていた。

請求期間が国民年金未加入期間とされているが、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、請求者の父は既に亡くなっているため、その証言を得ることができず、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者は、請求者の父が渡してくれた年金手帳に記載されていた住所は学生時代に住

んでいたA県B郡C町だったと主張しているが、改製原戸籍の附票によると、請求者の請求期間当時の住所はF県G郡E村であることが確認できる。

さらに、請求者は父名義のE村農業協同組合の総合口座通帳の写しを提出し、国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、C市は、国民年金保険料等の公金を収納する金融機関に県外の金融機関が指定されることはないと回答している。

加えて、請求者が提出した年金手帳の写しには、初めて被保険者となった日は昭和60年2月1日と記載されているところ、請求者が国民年金の加入手続を行った時期は、請求者の国民年金記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から昭和60年2月頃と推認され、また、社会保険オンラインシステムの氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間は、制度上国民年金の未加入期間となり国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。